内閣官房令

○内閣官房令第三号

国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第一条第二号の規定に基づき、寒冷地手当支給規則の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

寒冷地手当支給規則の一部を改正する内閣官房令

寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表岩手県の項中「宮古市藤の川四の一」を「宮古市藤の川四の一東北地方整備局三陸国道事務所宮古西維持出張所」に改め、同表栃木県の項中「日光市本町九の五」を「日光市本町九の五関東地方環境事務所日光自然環境事務所日光湯元自然保護官事務所」に、「日光市本町九の五関東地方環境事務所日光国立公園管理事務所」を「那須郡那須町大字湯本二〇七の二関東地方環境事務所日光自然環境事務所那須自然保護官事務所」に、「那須郡那須町大字湯本二〇七の二関東地方環境事務所日光国立公園管理事務所那須管理官事務所」に改める。

附　則

この内閣官房令は、平成二十九年四月一日から施行する。

内閣府令

○内閣府令第十一号

内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）及び内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）を実施するため、内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令

内閣府本府組織規則（平成十三年内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は波線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は波線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　［略］	第一章　［同上］
第二章　施設等機関	第二章　施設等機関
第一節　［略］	第一節　［同上］
第二節　迎賓館（第四十二条―第五十二条）	第二節　迎賓館（第四十二条―第五十一条）
第三章　特別の機関（第五十三条―第五十八条）	第三章　特別の機関（第五十二条―第五十六条）
第四章　地方支分部局（第五十九条）	第四章　地方支分部局（第五十七条）
第五章　顧問及び参与（第六十条・第六十一条）	第五章　顧問及び参与（第五十八条・第五十九条）
附則	附則
（情報システム企画官及び企画官）	（国際室及び企画官）
第四条　企画調整課に、情報システム企画官及び企画官それぞれ一人を置く。	**第四条**　企画調整課に、国際室及び企画官一人を置く。
2　情報システム企画官は、命を受けて、企画調整課の所掌事務のうち本府の情報システムの整備及び管理に関する事項の調査、企画及び立案を行う。	2　国際室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　内閣府の所掌事務に係る国際機関、国際会議及び外国の行政機関その他の関係機関に関する事務の調整に関すること。 二　本府の所掌事務に係る海外との連絡に関する事務の取りまとめに関すること。 三　迎賓施設における国賓及びこれに準ずる賓客の接遇に関すること。
3　［項を削る。］	3　国際室に、室長を置く。
4　［略］	4　［同上］
（企画官、調査官、防災情報通信システム官、地域原子力防災推進官、原子力防災訓練推進官及び原子力専門調査官）	（企画官、調査官、防災情報通信システム官、地域原子力防災推進官、原子力防災訓練推進官及び原子力専門調査官）
第八条　［1～7　略］	**第八条**　［1～7　略］
8　企画官の定数は併任の者を除き二十七人と、調査官の定数は併任の者を除き三人と、防災情報通信システム官の定数は一人と、地域原子力防災推進官の定数は四人と、原子力防災訓練推進官の定数は一人と、原子力専門調査官の定数は十人とする。	8　企画官の定数は、併任の者を除き二十六人と、調査官の定数は、併任の者を除き三人と、防災情報通信システム官の定数は、一人と、地域原子力防災推進官の定数は、四人と、原子力防災訓練推進官の定数は、一人と、原子力専門調査官の定数は、十人とする。
（迎賓館に置く課等）	（迎賓館に置く課等）
第四十五条　迎賓館に、次の三課及び京都事務所を置く。	**第四十五条**　迎賓館に、次の二課及び京都事務所を置く。
総務課 接遇課 運営課	庶務課 運営課